

平成30年度第1回足立区環境審議会

議事録

平成30年4月13日(金)

足立区役所南館13階 大会議室A

【環境審議会】会議概要

会 議 名	平成 30 年度第 1 回環境審議会			
事 務 局	環境部環境政策課			
開催年月日	平成 30 年 4 月 13 日 (金)			
開催時間	15 時 00 分から 16 時 30 分まで			
開催場所	足立区役所 13 階大会議室 A			
出 席 者	田中充	百田真史	せぬま剛	くぼた美幸
	大竹さよこ	戸苺建作	佐藤強士	茂木福美
	枝光弘味	中村重男	古地八重子	石川義夫
欠 席 者	ぬかが和子	大峽廣男	小泉俊夫	
事務局出席者	環境部長	環境政策課長	ごみ減量推進課長	
	生活保全課長	足立清掃事務所長		
会 議 次 第	別紙のとおり			
資 料	平成 30 年度第 1 回足立区環境審議会資料 別冊資料 1 第三次足立区一般廃棄物処理基本計画概要版 別冊資料 2 東京都災害廃棄物処理計画 (概要) 別冊資料 3 足立区民有地の不法投棄対策支援要綱 別冊資料 4 足立区不法投棄指導員設置要綱 別冊資料 5 足立区不法投棄通報協力員設置要綱			
そ の 他				

(会長)

ただいまから平成 30 年度第 1 回足立区環境審議会を開催する。まず、人事異動があったようなので、事務局から紹介をお願いします。

(事務局)

(事務局職員の紹介)

(会長)

本日の出席委員を確認する。委員定数 15 人、出席議員は 12 人であり、会議が成立していることを報告する。

議事録署名人は、枝光委員と石川委員を指名する。

それでは資料の確認を事務局にお願いします。

(事務局)

事前に配布した資料は、「平成 30 年度第 1 回足立区環境審議会資料」、「別冊資料 1 第三次足立区一般廃棄物処理基本計画概要版」、「別冊資料 2 東京都災害廃棄物処理計画(概要)」、「別冊資料 3 足立区民有地の不法投棄対策支援要綱」、「別冊資料 4 足立区不法投棄指導員設置要綱」、「別冊資料 5 足立区不法投棄通報協力員設置要綱」である。

また、本日席上には、次第、正誤表、平成 29 年度第 4 回環境審議会議事録、各委員の名前が表記されているファイル、オレンジ色のパンフレットを配布した。不足等があれば事務局までお願いしたい。

続いて正誤表について報告する。事前にお送りした審議会資料の 9 ページに誤りがあった。訂正をお願いします。

各委員の名前が記載されたファイルは、「第三次足立区一般廃棄物処理基本計画」と「東京都災害廃棄物処理計画」をまとめたもので、今年度の審議会で審議する事項に関する資料である。

オレンジ色のパンフレットは、省エネなどの補助制度の案内で、参考にしていただきたい。

資料の確認は以上である。

(会長)

それでは、区長からの諮問に進む。事務局に進行をお願いします。

(事務局)

本日は足立区環境基本条例の規定に基づき、足立区長から当審議会に諮問がある。本来であれば近藤区長から諮問をするが、あいにく公務が重なっているため、区長代理の副区長から諮問する。

(副区長)

(諮問書朗読)

ただいま基本計画について諮問した。この計画は足立区の清掃事業の根幹になるもので、会長をはじめ、委員からはそれぞれの立場からの意見をいただくことで、素晴らしい計画が出来上がることに期待するものである。よろしくお願いします。

(会長)

諮問を受けた 2 つの計画について審議する。まずは審議事項 1 第三次足立区一般廃棄物処理基本計画の改定について、事務局からお願いします。

(事務局)

審議事項 1、第三次足立区一般廃棄物処理基本計画の改定について説明する。資料の審議事項の 1 ページをご覧ください。第三次足立区一般廃棄物処理基本計画は平成 26 年 3 月に策定した。平成 26 年から 35 年度までの 10 年間の計画を策定したが、前回の改定からすでに 5 年が経過し、社会情勢等が変化しているため、これを反映するために、今回計画を改定する。

資料 1、第三次計画の概要版をご覧ください。平成 25 年当時の清掃事業における課題と、課題に対する基本方針、そして方針に基づく当時の具体的な事業の計画が記載されている。またこうした事業を実施したうえで、当時の目標値が 4 つ設定されている。

目標 1 は、1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量である。平成 24 年度の現状値が 594.3g だったものを、平成 35 年度の目標値に 480.0g が設定されており、平成 28 年度の実績値は 545g となっている。

目標 2 は、資源化率である。24 年度の 19.3%の現状値に対し、35 年度の目標値を 26.6%に設定したが、28 年度の数値では 19.5%で、ほとんど上がっていない。これは、社会情勢の変化により、重量の重いごみである新聞や雑誌が減少してきているため、資源回収量の数値が伸びなかったことが要因と思われる。

目標 3 は燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合である。25 年度の現状値 12.9%に対し、35 年に 7.9%の目標値を設定した。平成 29 年の数値で 14.3%と、増えた数字になっており、ごみの分別が進められなかった結果だと思われる。

目標 4 は事業系ごみ排出量である。24 年度の現状値が 43,000 トンで、35 年度の目標値は見込みの増加排出量を抑制した 43,000 トンである。平成 28 年度の現状値では、約 42,000 トン程度であり、設定自体を今後見直していくのかも含めて審議していただきたい。

今回の計画は平成 31 年度から 10 年間の計画期間とする。

主な審議事項は廃棄物減量の推進、持続可能な資源事業への転換、廃棄物の適正処理等である。また、食品ロスの問題

や、高齢化に伴う戸別収集など、様々な課題が山積しているため、これらも含めて審議していただきたい。

次に、今後の審議のスケジュールを確認する。本日諮問を行った。次回 6 月の審議会では、基本計画の目標値の設定と、基本方針の案を示したい。

9 月には計画の素案の作成、11 月には処理基本計画の案を出させていただく。

31 年 1 月にはパブリックコメントも踏まえた計画案を出し、2 月に最終案を区長に答申する。可能であれば 2 月ないし 3 月に計画の策定、と進めていきたい。

説明は以上である。

(会長)

審議事項に関わる一般廃棄物処理基本計画の紹介と、資料 1 の処理計画の概要版に基づき現状値がどうであるかも含めた説明をいただいた。委員から質問等があればお願いしたい。

(委員)

資料 1 について、26 年度の数字と 35 年度までの目標値が記載されているが、25 年、26 年、27 年、といったように毎年どのように推移したかの数字もあれば、今後の計画の立て方・進め方の参考になるのではないかと。

(事務局)

次回の審議会ではこれまでの年ごとの実績値の資料を提供したい。

(委員)

資料 1 について、目標 3 の燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合が平成 28 年度には 14.3%に増えてしまった。目標値が 7.9%と考えると、設定の仕方や、どんなものが燃やすごみに含まれているのかなど、細かい分析が必要ではないかと。

(事務局)

燃やすごみは清掃工場に搬入する前に、組成調査を行っており、現状は雑紙類が12,5%、未利用食品が3,6%といった状況である。目標値がこのままでよいのか、設定の仕方も含め、今後審議していただきたい。

(委員)

同じく資料1の目標3について、目標値の7,9%に達するためには、さらに細かい分別が必要ではないか。

(事務局)

目標3の目標値自体を今回の計画において、上昇させるかどうかも含めて審議していただきたい。

(委員)

目標2の資源化率の問題について、前々から指摘があるようにごみを持ち去りされる点も多分にある。

政策で制限していかなければ、この目標値は高いのではないか。

(事務局)

委員の意見の通り、資源の持ち去りが横行している。特に古紙・ダンボールに関しては持ち去られた量が足立区内で実態が把握できない状態にある。今回の処理基本計画の中に、持ち去りの対策も落とし込む形で審議していただきたい。

(委員)

燃やすごみ、燃やさないごみともに持ち去られているところを目撃したことがある。

目標3の燃やすごみに含まれる資源化可能物について、ごみ分別がわかりにくい、やりにくいことが数字の減少しない原因ではないか。

加えて、はがきなどを捨てるときに、個人情報の流出が心配である。

最後に、他の自治体では雑紙を持っていくと日用品に交換してもらえるサービスがあるが、足立区でも行ってはどうか。

(事務局)

持ち去りに対しては、警察のOB職員が毎朝パトロールを行っており、民間のパトロールの車も稼働している。区民から連絡があれば、持ち去りの多い地域の警戒を強化するという対応をとっている。

燃やさないごみの持ち去りも近年増えているが、平成27年の条例改正で取り締まることができるようになり、対応を強化していきたい。

雑紙に関しては、目標3の12,9%の通り、まだまだ分別ができていない状況である。どんな紙が資源として利用できるかをお知らせする「紙類大辞典」などの普及啓発活動や、紙の分別バッグを町会・自治体単位で配り、区民に協力していただける努力をしている。

個人情報についてはやはり個人情報が含まれた部分を取り除き、それ以外の部分を雑紙として出してもらうしかないと思われる。

雑紙交換については、足立区では区内で8か所ほど資源の買取市をしている。区民に古紙やペットボトルを持ち込んでいただき事業者が買い取る制度がある。

(委員)

基本計画について、足立区は協創と掲げているのだから、区民に協力してもらえるように、わかりやすい表現を使っていくべきではないか。どうしても堅い印象がある。

(事務局)

委員の意見の通り、区民に分かりやすい計画でないと実行はできない。副題を付けるなど、親しみやすい計画づくりに

取り組みたい。区民や事業者の協力あってこそこの計画であるので、十分検討を重ねて、委員の意見をいただきながら計画作成を進めていく。

(会長)

実績値をしっかりとトレース・分析していただき、次回に示してほしい。

また、以前に視察した江東区が実施している福祉施設内で資源化に取り組んでいる事例を参考に、福祉事業と清掃事業との協働が可能か検証してみてもどうか。他の事業との関連の中で効果的な取り組みを行っていく視点も検討事項として考えてほしい。

それでは、審議事項2「災害廃棄物処理計画の策定」について、事務局にお願いする。

(事務局)

資料の3ページをご覧ください。

「災害廃棄物処理計画」は今回初めて作成をするものである。平成27年に廃棄物処理法の改正があり、広域的自治体で災害廃棄物処理計画を策定することが義務づけられた。これを受け、東京都では29年に計画が策定され、都の計画に従い足立区も今回策定することとなった。対象とする災害廃棄物は、自然災害のうち、主に地震災害・風水害により発生した災害廃棄物を対象とし、災害で発生した廃棄物のみならず、被災者・避難者の生活ごみ、一般の生活から出る家庭廃棄物も含む処理計画とする。

発災前、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期の期間を審議事項とし、地域防災計画や先ほどの一般廃棄物処理基本計画との整合性も踏まえ、処理計画をご審議いただきたい。

審議のスケジュールについては先ほど

の一般廃棄物処理基本計画と同じスケジュールで進める。

資料2は、平成29年6月に策定された東京都災害廃棄物処理計画である。東京都の計画では「東京湾北部地震」と「多摩直下地震」の2つのマグニチュード7.3の地震が想定されている。「東京湾北部地震」は区部での災害を想定しており、廃棄物の推定発生量は4,047万トンである。このようにどの程度の地震を想定するかによって大きく数字が変わってくると思われる。

23区において、災害廃棄物処理計画の作成を始めている区は3つほどあり、北区は素案の段階である。北区では「東京湾北部地震」の想定を基準にしており、災害廃棄物は約100万トンと推定されている。北区は比較的面積の小さい区であるが、このことと足立区の面積を考えると、足立区の災害廃棄物はかなりの想定量になると思われる。

なおこの計画作りに関しては、29年度から31年度までの3年間は、作成の補助金が2分の1東京都から支給される。説明は以上である。

(会長)

何か意見・質問があればお願いしたい  
(委員)

この計画は、区の地域防災計画に発生する災害廃棄物量を記載すれば済むのではないか。

(事務局)

地域防災計画の中には倒壊家屋の件数や死傷者数などの被害想定はあるが、災害がれきの発生量は割り出せなかった。今回初めて都の計画が、がれきの推定を出したが、災害時に発生するがれき量の具体的な対策は防災計画では決まってい

ない。

災害時には災害対策本部の下にがれき部が作られ、その場でがれきの仮置き場を決め、指示を出すことになっている。しかし、具体的にどこにどの程度置けるのかまでは割り出せていない。そのため、災害廃棄物に関して特別な計画の策定が必要であり、地域防災計画と合わせてがれき処理ができるようになる。

都の計画では区部で4,047万トンで、足立区は区部の面積の10分の1を占めるため、簡単な推定だと災害廃棄物量は400万トンという数字になる。一方、現在足立区で処理している量は年間で17万トンである。この何倍ものがれきが災害時には発生するため、専門の計画がないと対応することはできない。

また、今回は地震に加え水害の想定も行うが、水害に関してはどの程度の廃棄物が発生するか不明である。最悪の事態で荒川が決壊した場合は、足立区の3分の2が水没するため、その地域の家財は全部ごみとなる事態を想定し、考え方をまとめていくのが今回の計画である。

(委員)

この計画をこれから新規に策定するとかなり時間がかかり、答申のスケジュールに間に合わないと思われるが、調査はある程度終了しているのか

(事務局)

都の計画を根拠とし、面積割合で数値は割り出し、これを手掛かりに進めていく。策定するのはあくまで基本計画であり、詳細な実行計画に関しては基本計画と地域防災計画を織り込みながら作っていくことになる。

(会長)

ごみの収集・保管・分別が区、中間処

理は一部事務組合、最終処分は都の事業の役割分担がなされているが、災害廃棄物処理に関しても同じ役割分担であるのか。

(事務局)

災害廃棄物も一般的な廃棄物と同じ役割分担で行うが、実際に災害が発生すると、区だけでは実行できない部分も出てくると思われる。そのため東京都からの支援や、23区間で協働した処分も必要であり、調整を行っている最中である。

(会長)

他にないようなので、報告事項に進む。事務局から願います。

(事務局)

資料の6ページ、平成30年度の足立区の予算と主な事業について説明する。一般会計予算は2800億円弱で、前年度に比べ1.01%増加し、このうち環境部に対する予算は約80億円弱で前年度に比べ0.32%増となっている。

次に7ページをご覧いただきたい。平成30年度の環境部の主な新規拡充事業を記載している。環境基本計画行動指針啓発として500万円余、区民参加型生きもの調査として150万円弱、不法放棄対策として360万円余、粗大ごみ収集作業・中継運搬業務委託として1800万円余、食品ロス啓発イベントとして2450万円余、布団全般の資源化として918万円、自然化物行政回収の収集運搬委託として、約1,000万円弱を計上している。また、8、9ページには今説明した以外の事業に関して記載している。

続いて10ページ、地球環境フェア2018の開催について説明する。今回は「やってみよう！丸ごと1日エコ遊び」のサブタイトルのもと、来月19日及び

20日に開催する。いずれも午前10時から午後4時までで、会場は区役所を中心とし、区役所区民ロビー、庁舎ホール、正面広場、中央公園などを活用して行う。

主な内容は1 ワークショップ、2 ミニ環境講座、3 水と未来の環境教室、4 環境クイズラリー、5 各団体出展、の5分野で分かれている。ミニ環境講座に関しては11ページに詳細なタイムテーブルとともに講座内容を示しているのので後ほどご参照いただきたい。

イベントの開催で排出されるCO2については、友好都市等とのカーボンオフセットを実施する予定である。

続いて、報告事項3 民有地への不法投棄対策の支援について報告する。

これまで民有地に不法放棄された場合、土地・建物管理者の責任において処分し、費用も管理者が負担していた。これを、住宅地や私道、空き地等に限り、オリンピック・パラリンピックまでの3年間で支援する新しい事業が4月から始まっている。区の不法投棄110番に連絡していただければ、現場を確認し、管理者と立ち合い、再発防止策に取り組みながら、区が不法投棄物を撤去する事業である。合わせて、不法投棄通報協力員制度を実施していく。普段から道路や公園や集積所に目を配り、不法投棄を見つけたらすぐに不法投棄110番に連絡する協力員である。

(会長)

予算、地球環境フェア、民有地への不法投棄対策の3点報告をいただいた。委員から意見などがあればお願いしたい。

(委員)

予算に関しお聞きしたい。事業費の中

の清掃費が前年比で0.71%増加しているのに対し、人件費の中の清掃費が前年比で1.24%減少しているがなぜか。今後の高齢化の進行に伴い、一人でごみを出せない人のための戸別収集が増えていき、清掃費が増加していくと思われるが、見込みはどうなっているのか。

(事務局)

人件費の清掃費は、現在直営職員を、退職不補充ということで採用していないため、右肩下がりで減る一方になる。しかし職員が減少する分、委託を拡大しなければならぬので、委託費が事業費として増加していく。

戸別収集については、一般廃棄物処理基本計画にて審議・検討する。現在は要介護3以上の方は、相談があれば戸別収集に対応しているが、拡大も検討していきたい。

(委員)

不法投棄指導員は何歳まで募集し、何人まで募集するのか。どこの所属になるのか。また、増員の予定はあるか。

(事務局)

2月に2名を募集し、すでに募集は終わっている。今回採用した者は2人とも65才で、所属は生活環境保全課である。

増員は、経過を観察し検討していく。民有地への不法投棄に対応する職員ではあるが、ごみ屋敷対策も兼務し、職務を全うしていただいている。

(委員)

不法投棄110番ほどの程度通報がきているのか、不法投棄通報協力員のボランティアは何名を目標に募集するのか、また地域の偏在がないような対策が必要ではないか。



(事務局)

不法投棄 110 番への通報は年間に約 500 件近くである。

地域の偏在については、町会等にバランスよく協力を依頼することで対応していきたい。

人数について、現状は 4 月 1 日から募集を始めて 16 名である。今年は初めての試みであるのが、1 年間で 500~1000 人という目標を設定し、いろいろな形で周知・募集をしていきたい。

(委員)

せっかくやるのであれば目標をしっかりと持って、その目標に向けた啓発や周知をしてほしい。丁寧に進めるようお願いする。

(事務局)

現在、民有地への不法投棄防止シールを作成中である。地球環境フェアでも協力員の募集を行い、申し込んだ方にシールを配布して、周知したい。

(委員)

太陽光発電を奨励し、補助金を出しているが、発電システムが一斉に大量に廃棄物になると思われる。どのように対応していくのか。

(事務局)

環境基本計画や廃棄物処理基本計画の中に、太陽光発電システム廃棄物の視点も含めていく必要がある。計画策定の中で今後の対応先を考えていきたい。

(会長)

国でも検討会が始まっていると聞く。その情報も活用し、区として方針を考え、廃棄ルート・リサイクルルートを作っておく必要があるだろう。

(委員)

不法投棄防止シールは貼るだけで予防

になり、良いと思う。地域ごとに不法投棄防止シールを貼る心がけが必要ではないか。

(事務局)

シールを貼っていても、ごみを捨てられている場を見かけるため、住民の意識に働きかけていく必要がある。

(委員)

不法投棄通報協力員はどのような広報を行ったのか。

(事務局)

3 月 25 日号のあだち広報に掲載し、SNS でも広報したところ、12 名の若者から応募があった。普段から不法投棄 110 番に通報する人は中高年層が多いが、ツイッター等により若年層からも応募があるので、今後も SNS を活用した宣伝もしていく。

(会長)

事業者に収集を委託しているケースでは、委託先の職員が戸別収集を行っているのか。

(事務局)

現在では戸別収集は、直営職員のみが安否確認を含めた形で行っている。

(会長)

先ほど直営職員は退職不補充ということであったが、今後職員が少なくなると戸別収集をどう実施していくのか。

(事務局)

今後直営職員で部隊を組んで実施することは難しくなると、委託での戸別収集はあり得ると思う。

(会長)

職員が実行すべき仕事と、委託との仕分けもあると思うので、委託先との提携について、考えてほしい。

追加で意見や質問がなければ、ここま

でとし、事務局からお願いします。

(事務局)

長時間ご審議いただき、御礼申し上げます。  
る。

次回は6月14日午前10時から開催  
する。おおむね1か月前に開催通知を、  
1週間前に資料を送付する。

(会長)

以上で平成30年度第1回環境審議会  
を終了する。